

自治基本条例策定に向けて

NO. 2

自治基本条例（仮称）素案の概要

今回は、自治基本条例策定検討委員会で検討されている自治基本条例（仮称）素案の概要をご紹介します。次の内容を盛り込んだ素案をもとに、今後町民会議で原案を作成し、町民の皆さまの意見をお伺いしていきます。

■前文

和寒町の町勢や歴史的背景を明記するとともに、町民主権の民主的なまちづくりを進めるための規範として本条例を制定するとします。

■第1章 総則

目的・定義・基本理念について

(目的)：自治の理念を明らかにし、まちづくりに関する基本事項を定めることで、活力ある自立した自治の実現を図ることを目的とします。

(定義)：条例の中で使われる「町民」「町」「参画」「協働」の意味を定義します。

(基本理念)：地方自治を確立するための3つの基本理念を掲げています。

町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人、町内に事務所又は事業所を有する法人、町内で活動する団体。
町 町長をはじめとするすべての執行機関。
参画 町の政策等の立案、実施、評価等に町民が主体的にかかわること。
協働 それぞれの役割を責任を担いながら、対等の立場で相互に補充、協力しあうこと。

地域の課題を解決していくことを基本とした総意によるまちづくり。

一人ひとりが主体となつた参画と協働によるまちづくり。

健康で豊かな安心安全のまちづくり。

■第2章 基本原則

(情報の共有)：まちづくりに関する情報を共有することを基本とします。

(町民参画)：町民一人ひとりの参画によりまちづくりを進めていきます。

(協働)：それぞれの自主性を尊重し、特性を發揮しながら、協働でまちづくりを進めていくことを基本とします。

■第3章 町民の権利と役割

(町民の参画する権利)：まちづくりの主体として等しくまちづくりに参画する権利を有します。

(町民の知る権利)：情報の提供を受け自ら取得する権利を有します。

(町民の役割)：役割を自覚し、責任ある行動により活力ある地域社会づくりに努めます。

■第4章 町民参画の推進

(町民参画の推進)：町は、町民参画の機会拡充に努め、その仕組みを整えるとともに、事案に応じて効果的な町民参画の手法を公表し、実施します。

(自治会活動等の推進)：町民は暮らしやすい社会を築くため、自治会活動等に参加するよう努めます。町は自主性を尊重し、活動に関わる施策を推進します。

(町民投票)：町は、町政の重要事項について住民投票を実施することができ、またその結果を尊重します。

■第5章 町の役割と責務

(町長の責務)：町政の最高責任者としてこの条例を守り、公正かつ誠実に町政を執行します。

(職員の責務)：この条例を守り町民の視点に立ち、職務を効果的に行なうよう努めます。

■第6章 行政運営

(行政組織)：町民にわかりやすく、機動的で効果的な組織の編成に努めます。

(総合計画)：最上位計画となる総合計画を策定し、実施します。またその成果を把握し進捗状況を公表します。

(行政評価)：町の仕事が効率的で効果的に実施されているか点検し、その過程や結果を公表します。

(財政運営)：町は健全な財政運営に努め、毎年度の予算や決算をわかりやすく公表します。

(行政運営の効率化)：町は行財政改革大綱を策定し、積極的に行政改革を進めます。またその進捗状況を公表します。

(説明責任)：町の仕事について町民にわかりやすく説明し、町民からの意見等に誠実に対応します。

(審議会等)：重要課題を町民とともに解決するため、審議会等を設置することができます。

(安全なまちづくり)：町は危機管理体制を整備し生命・財産を守ります。町民は、地域における連携協力体制の整備に努めます。

(情報公開)：町が保有する情報が、町民と共有できる財産であると認識し、積極的に公表します。

(個人情報保護)：町は個人の権利が侵害されることのないよう、個人情報の取扱いについて必要な措置を講じます。

(行政手続)：町民の権利利益を保護するため、公正に行政手続を行ないます。

■第7章 議会

議会に関する条文については現在議会において検討が進められています。

■第8章 連携と協力

(他自治体等の連携)：国、道、その他自治体と相互に連携を図り広域的な視点に立つたまちづくりに努めます。

■第9章 条例の見直し

(条例の見直し)：この条例が目的を達成するために有効に機能しているか絶えず点検を行い、必要な場合はこの条例を見直します。

次号では、素案に対する意見募集についてお知らせします。